

付帯メニュー定義書【特別割】2020年度上期版（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款、電気料金メニューにもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。本定義書で定める付帯メニュー（以下「特別割」といいます。）は、期間限定の「特別割引メニュー」です。

1.実施期日

本定義書は、2020年4月1日より適用します。

2.定義

次の言葉は、本定義書において、次の意味で使用します。なお、電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、本定義所においても同様の意味で使用します。

特別割引メニュー

付帯メニューのうち、「特別割引メニュー」として当社が指定したものをいいます。

3.適用条件等

(1) 当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「特別割」を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

①2020年4月1日から2020年9月30日まで（郵送による申し込みの場合、2020年4月1日から2020年9月30日までの消印有効）の間に新たに当社の電気需給契約を当社所定の方法で申し込みを行うこと（なお、当該期間外に電気需給契約を申し込んだ場合であって、同一の需要場所の電気需給契約を当該期間中に再度申し込みをした場合を除く。）

②電気の受給開始日が2020年4月1日から12月31日であること。

③当社の電気メニューの従量電灯B、従量電灯Cのいずれかを適用すること。

(2) (1)にかかわらず、電気の供給開始に必要な情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合、または本定義書で定めるもの以外の特別割引メニューの適用を受けている場合は、「特別割」を適用できないことがあります。

4.適用期間

「特別割」の適用期間は、以下のとおりとします。

3（適用条件等）に定める適用条件を満たす電気需給契約の電気の受給開始日後に初めて到来する、月の初日から3か月間。なお、適用期間の終了にあたっては供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

5.割引内容

当社は、3（適用条件等）に定める条件を満たすお客様からのお申し込みを承諾した場合には、以下の通り電気料金を割引きます。

(1) 「特別割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金（税込）と電力量料金（税込）の合計から「特別割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金（税込）を無料とします。

6.適用廃止

当社は、以下の場合には「特別割」の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1) 電気需給約款39（お客様からの電気需給契約の解約）または41（当社からの電気需給契約の解約）による解約日

7.特別割の定義書の変更および廃止

(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款2（供給契約等の変更）に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。